



防災事業に関する覚書

(趣旨)

この覚書は、和歌山県の地域防災力の向上を図るため、和歌山県と和歌山大学が共同して行う防災事業に関して必要な事項を定める。

(事業名)

地域防災支援事業「災害に強いコミュニティづくりの“紀伊半島モデル”」

(目的)

東南海・南海地震が発生した場合、紀伊半島では県民の生命をはじめ建物・ライフラインなどに甚大な被害を受けることが想定される。特に、津波により本県は大きな被害を受けると想定される。また、平野が少なく山間部が多いため、集落、自治体ごとが孤立化し、避難生活が長期化すると考えられる。このため、県全体の自主防災組織の組織率・地域防災力向上のための防災教育等が急務である。

(事業)

上記目的達成のために和歌山県と和歌山大学が共同して以下の事業を行う。

- 1, 「紀の国防災人づくり塾」の開設
- 2, 地域防災リーダー及び自治体職員への教育支援体制の確立
- 3, 防災関係データ・コンテンツを活用した教材の開発及び情報提供
- 4, 地域防災拠点としての支援体制の整備

(事業期間)

平成17年4月～

(役割)

和歌山県

- 1, 東南海・南海地震等大規模災害に備えた総合的な対策
- 2, 地域防災リーダー及び自治体職員への防災教育に必要な予算の確保
- 3, 教材開発・情報提供に必要な防災関係データ・コンテンツを作成する。

和歌山大学

- 1, 地域の防災研究教育拠点を整備し、講座を開設して防災教育を行う。また、教育支援のための人材を派遣する。
- 2, 防災アーカイブを整備し地域防災力向上のためのデータ提供を行う。
- 3, 防災教育や防災啓発のための素材、避難所で利用できる道具の開発を行う。

平成17年4月1日

和歌山県危機管理監

石 橋 秀 彦



国立大学法人和歌山大学理事

森 本 吉 春

